

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

紀の川市福祉事務所長（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う対応について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に移行されることから、今後の対応についてお知らせします。

①児童が陽性になった場合

- ・登園停止期間は、
「発症した後、5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」
- ・感染が判明したら保育所にご連絡ください。夜間・休日の紀の川市役所への連絡は不要となります。
- ・登園停止期間が終了し、登園する際、医療機関が発行する治癒証明書等の提出は不要です。

②濃厚接触者の特定は行われません

- ・登園は可能ですが、児童の体調には十分注意してください。

③保育所(園)やクラスに陽性者が多数発生した場合の対応について

- ・原則、陽性者が発生しても、臨時休園の要請を行わず、原則開所することとなりますが、感染経路不明の感染者が複数名発生した場合は、クラス閉鎖等の対策を講じる場合があります。その場合でも、5類移行を受け、保育料（主食費・副食費を含む）の減免は行いませんのでご了承ください。

※マスクの着用は、個人の判断とします。

※児童に、発熱（37.5度以上）や体調に変化があった場合は、登園を自粛いただき、医療機関の受診をお願いします。

事務担当 紀の川市福祉部 保育課 保育班
Tel.0736-77-2511（代表）